

# 設 立 趣 意 書

経済的環境の変化に伴う経済的困窮や社会的に孤立した状態にある生活困窮者をめぐる問題が深刻化し、国民が健康で文化的な生活を営むことができなくなりつつあります。現在日本の貧困率は15.7%にも上り、生活保護受給世帯のうち、約25%が「出身世帯も生活保護を受給していた」という調査結果にも見られるように「貧困の連鎖」も生じています。

貧困を根絶するためには、貧困により地域的つながりから脱落する「社会的排除」をなくし、社会から孤立した人々がもう1度社会参加できるよう、制度や環境を整える取り組みが必要です。

当会は、北陸で居住するすべての市民が、社会的に孤立することなく、健康で文化的な生活を営むことができる社会をささえるための事業を行い、北陸の地から全国に貧困をなくす活動を発信することを目的といたします。

なお当会が今回NPO法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業を継続的に推進し、地域全体へ活動を広げていくためには社会的に認知された公的な組織にしていく必要があるとの結論に至ったからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最も適切であると判断いたしました。

## 申請に至るまでの経緯

当会は、平成15年5月多重債務問題に取り組む「北陸クレ・サラ、ヤミ金、商工ローン対策会議」として発足いたしましたが、多重債務の抜本的解決には貧困問題に取り組む必要があるとの認識から、平成21年4月「貧困のない健全な市民社会をつくる北陸会議」と名称を変更し、生活再建のための相談やホームレス支援活動、生活保護までの一時入居施設としてのシェルターの運営、自殺防止シンポジウムや自殺防止の立看板の設置などさまざまな活動を展開してきました。平成25年6月当会定時総会にて会員間で法人化の意思確認を行い、平成25年6月設立総会を開催いたしました。